

第Ⅳ章 分野別計画編

6 都市基盤・交通

基本施策 23 市街地整備

◆現況と課題

- 我が国全体において、人口減少・少子高齢化が進む中で、本市でも公共施設の集約化や維持管理・運営の合理化を図りながら、市民の日々の暮らしに欠かせない生活利便施設の適正な配置・誘導に努める必要があります。特に、子育て世代を対象に、より安心して子育てができる生活環境の向上に必要な施設の誘導を図る必要があります。
- 令和3(2021)年9月に一部改定した「小牧市立地適正化計画」では、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能が必要不可欠であり、これらの機能に基づく各種生活サービスを効率的に提供し続けられるよう、一定の区域内において諸機能が維持・集積した集約型市街地(地域拠点)を形成することがうたわれています。
- 居住者のライフスタイルや居住選択を尊重しながら、住み替えなどの機会にあわせて地域拠点への居住が促されるような環境を整備し、地域特性に応じた都市機能や公共交通サービス、地域コミュニティの維持・確保を図る必要があります。あわせて、都市機能へのアクセス向上のため、公共交通の利用環境の充実はもちろんのこと、鉄道駅への乗り継ぎを含めた交通便利性の向上を図る必要があります。
- 小牧駅周辺は、「小牧市中央図書館」や「こまきこども未来館」が整備されたことにより、来街者が増加するなどの一定の効果が上がっていますが、今後はこの効果を駅周辺へ波及させるとともに、中心市街地全体の活性化につなげていく必要があります。このような中、住民や商店、関係団体等がつながる場として「中心市街地まちづくりプラットフォーム」を立ち上げ、各主体が連携・協力して施策を推進していく体制を構築するとともに、各主体によるまちづくり活動の企画を社会実験として推進しています。今後は、それらが主体的かつ継続的にまちづくりを担っていく組織へ発展していく必要があります。
- 東部地域は、桃花台ニュータウンに同時期に同世代が多く入居したため、市内の他地域に比べ人口減少・少子高齢化が急速に進んでいることから、近い将来、地域コミュニティの希薄化をはじめ、様々な課題が発現し深刻さを増していくことが懸念されています。東部地域が持続的に発展し続けるまちとなるよう、地域住民をはじめ、事業者、各種団体がつながり、情報共有できる「東部まちづくりプラットフォーム」を立ち上げ、様々な主体が連携・協力するまちづくりを推進しています。

【関連計画等】

- ・小牧市都市景観基本計画(平成26(2014)年度改定)
- ・小牧市立地適正化計画(平成28(2016)年度～令和12(2030)年度)
- ・小牧駅前広場等整備基本構想(平成29(2017)年度策定)
- ・小牧市サイン計画(平成29(2017)年度改定)
- ・小牧市駐車場整備計画(平成29(2017)年度改定)
- ・小牧市都市計画マスタープラン(令和元(2019)年度～令和12(2030)年度)
- ・小牧市中心市街地ランドデザイン(令和4(2022)年度～令和13(2031)年度)
- ・東部振興構想(令和4(2022)年度～令和13(2031)年度)



◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

市民のライフスタイルや居住選択を尊重した上で、安全・安心に暮らすことができる居住環境を形成し、地域特性に応じた都市機能を誘導・集積し続けることでコンパクトな都市構造のまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
居住誘導区域*内居住率	71.5%	↗
居住誘導区域内人口密度	53.9人/ha	↗
都市機能誘導区域*における誘導施設立地数	44施設	↗
東部地域の生産年齢(15歳~64歳)人口割合	58.3% (令和2年度)	→

◆基本施策の体系

基本施策	市街地整備	
		展開方向 1 都市機能を適切に配置・誘導し、魅力のある市街地を形成します
		展開方向 2 中心市街地の魅力を活かし歩いて楽しめる活気あるまちを形成します
		展開方向 3 良好な住環境及び工業系市街地を創出します
		展開方向 4 東部地域への関心を高め、人や情報のつながりを深めます



第Ⅳ章 分野別計画編

◆展開方向1：都市機能を適切に配置・誘導し、魅力のある市街地を形成します

【目標】

○医療・福祉・子育て支援・商業など日常生活に必要な都市機能を維持・確保します。

【手段】

- 市民や地域の意見を取り入れながら、各種まちづくり計画を策定します。
- 小牧市立地適正化計画に基づき、居住機能については生活サービスやコミュニティが持続的に確保できるよう居住誘導区域に、また、都市機能については日常生活に必要な都市機能を維持・確保できるよう、中心拠点や地域拠点に設定する都市機能誘導区域に誘導します。
- 小牧駅周辺では、桃花台線のインフラ撤去工事の完了後に駅東駅前広場などの再整備を推進します。
- 桃花台センター*の乗り継ぎの利便性を高めるため、交通結節点機能を強化します。
- 桃花台線の旧車両基地用地では、地元ニーズや民間需要などを踏まえた利活用を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
名鉄小牧駅の1日平均乗降者数	10,188人/日	↗
桃花台中心地区の歩行者・自転車通行量	170人/12h	↗

◆展開方向2：中心市街地の魅力を活かし歩いて楽しめる活気あるまちを形成します

【目標】

○市民、商店、来訪者を対象に、人が集い、滞在し、交流できる空間や居心地の良いやすらぎのある空間を創出するとともに、多様な人が主役となり、にぎわいを生み出す環境を創出します。

【手段】

- 「小牧市中心市街地グランドデザイン」の方針の1つである「民間活力を活かしたまちづくりの推進」に基づき、実施したサウンディング型市場調査*の結果などを踏まえ、小牧駅周辺整備を進めます。
- 「小牧市中心市街地グランドデザイン」に基づく当面の取組をまとめたアクションプランの各種事業の進捗に取り組むとともに、市民や商店、関係団体等による自主活動を継続的に展開します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
中心市街地の歩行者・自転車通行量	5,817人/12h	↗
中心市街地の自主活動の参加者数	—	↗



◆展開方向3：良好な住環境及び工業系市街地を創出します

【目標】

○土地区画整理事業による良好な市街地整備を推進します。

【手段】

○名鉄小牧線沿線の宅地需要が高い地区(文津、岩崎山前、小牧南)の住環境の改善に取り組みます。

○本庄地区において、計画的な工業系市街地の形成に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
土地区画整理事業の施行区域内の居住人口	9,553人	↗
土地区画整理事業の施行区域内の道路整備率	81.6%	↗
土地区画整理事業の施行区域内の建築行為申請面積	59.85ha	↗

◆展開方向4：東部地域への関心を高め、人や情報のつながりを深めます

【目標】

○地域住民のまちづくりに対する意識の向上を図りながら、住民等によるまちづくりの活動を促進します。

【手段】

○東部地域で進められるまちづくりの活動の状況を市ホームページなどで情報発信します。

○ワークショップなどの開催や東部地域トライアル活動支援制度*により、東部地域のまちづくり活動を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市ホームページ(東部まちづくりニュースのページ)の年間アクセス数	3,293件	↗
東部地域トライアル活動支援及び東部地域トライアル活動支援補助金の申請件数(累計)	6件	↗



第Ⅳ章 分野別計画編

基本施策 24 都市交通

◆現況と課題

- 近年、本市の公共交通利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少しましたが、全国的にも感染症の拡大が沈静化しつつある現在は、徐々に回復傾向にあります。しかしながら、ライフスタイルの変化などにより、今後、感染症拡大前の利用者数まで回復するかは、不透明な状況にあり、燃料費や人件費の高騰などによる運行経費の増加や運転手不足といった様々な問題も抱えています。
- このような状況の中、高齢化の進展や地球環境問題に対する意識の高まりなどを背景に、公共交通が担うべき役割の重要性は高まっています。今後も引き続き、適切な運行水準を維持するためには、利用しやすい鉄道駅施設などの整備や鉄道駅までのアクセス性の向上などによる利用者の利便性向上や、利用を促進するための啓発活動などに取り組む必要があります。また、小牧市都市計画マスタープランに掲げた将来都市構造や小牧市立地適正化計画に掲げた都市機能の立地を誘導するためのまちづくりとの連携のもと、鉄道・バス・タクシーなど、地域の輸送資源を総動員する一方で、自動運転やAIデマンド交通*などの新たな交通サービスの導入検討を行うほか、タクシー・自家用有償旅客運送*等について国の制度・運用の改善に向けた検討が進められていることを踏まえて、持続可能な交通体系の構築に努める必要があります。
- 名鉄小牧線は、市内各駅から名古屋市営地下鉄を経由して名古屋駅まで向かう場合、2回の乗り換えが必要です。今後、リニア中央新幹線の開業を契機に、名古屋駅を中心とした地域の飛躍的なポテンシャルの向上が本市の活性化にも結びつくよう、名古屋駅までの乗り換え回数を減らすなど、名古屋駅へのアクセス性の向上に取り組む必要があります。
- 路線バス(こまき巡回バス「こまぐる」・名鉄バス・ピーチバスなど)は、令和6(2024)年度から、運転手の長時間労働抑制に向けた法改正が行われることによって、運転手の不足が更に顕著となる可能性があります。このため、法令を遵守した安全な運行が行えるダイヤやルートの設定などにより、運転手の労働環境の改善を図る必要があります。
- こまき巡回バス「こまぐる」は、多くの65歳以上の高齢者に利用されています。今後、高齢者をはじめとして、多くの市民がより快適に利用できるよう、バス停の待合環境の整備などにより、利便性の向上を図る必要があります。
- 小牧駅、小牧原駅、上末駅などでは、既存の自転車等駐車場が桃花台線インフラ撤去工事に支障を来すおそれがあることから、バスや鉄道利用者の利便性が低下しないように配慮した再整備を推進する必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市立地適正化計画(平成28(2016)年度～令和12(2030)年度)
- ・小牧市地域公共交通網形成計画(平成30(2018)年度～令和6(2024)年度)
- ・小牧市都市計画マスタープラン(令和元(2019)年度～令和12(2030)年度)
- ・小牧市中心市街地ランドデザイン(令和4(2022)年度～令和13(2031)年度)



◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

集約型市街地の形成を誘導しながら、過度に自動車に依存することのない暮らしを実現するため、利用しやすい交通手段のあるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
公共交通機関の1日平均利用者数	39,247人/日	↗
週1回以上公共交通機関を利用している市民の割合	14.5% (令和3年度)	↗

◆基本施策の体系

基本施策	都市交通	展開方向 1	より多くの市民が利用できる持続可能な公共交通体系を構築します
		展開方向 2	公共交通の利用を促進します

◆展開方向1：より多くの市民が利用できる持続可能な公共交通体系を構築します

【目標】

○市民が快適かつ円滑に利用できる持続可能な公共交通ネットワークを構築します。

【手段】

- 慢性的な運転手不足に対応するため、自動運転などに関する情報収集・分析・検討及び検証を実施します。
- こまき巡回バス「こまくる」を含めた、路線バスなどの効果的・効率的な路線の設定や、乗り継ぎを考慮したダイヤを設定します。
- こまき巡回バス「こまくる」について、支線系路線が運行している地域のより効果的な運行方法を検討します。
- 民間バス路線について、運行に要する経費を補助するとともに、新たな路線の設定を検討します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
こまき巡回バス「こまくる」の1日平均利用者数	2,088人/日	↗
名鉄バス間内岩倉線の1日平均利用者数	84人/日	↗



第Ⅳ章 分野別計画編

◆展開方向2：公共交通の利用を促進します

【目標】

○公共交通の利用促進を図り、利用者数の増加につなげます。

【手段】

- 市ホームページやSNSなどを活用して公共交通利用の周知を行うとともに、公共交通利用促進協議会*や民間交通事業者と連携・協力して、効果的な啓発活動やイベントなどを実施します。
- 交通弱者などに配慮したバス停の待合環境とするための整備を推進します。
- 利用者の利便性を向上させるため、地域版MaaS*を構築します。
- 自転車等駐車場の適正な維持管理を行うとともに、桃花台線インフラ撤去工事に伴い支障となる自転車等駐車場等の再整備を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
過去1か月以内に公共交通機関を利用したことがある市民の割合	—	↗
啓発活動やイベントなどの実施回数	4回	↗
バス停の待合環境整備箇所数(累計)	13か所	↗



◆現況と課題

- 道路は主要な交通施設として安全かつ快適な交通を確保するとともに、都市の骨格をなす施設として健全な市街地の形成、魅力と活力ある土地の形成に寄与し、あわせて、防災上の役割を果たすなど、多面的な機能を有する都市の基盤的な施設です。工業・物流業が高度に集積する本市では、円滑な物流・通勤の確保のために産業・経済振興の面でも、道路・橋りょうは重要な施設です。
- 通勤・通学の快適な移動を阻害する道路渋滞は、物流分野における交通量の増加や幹線道路における交通の集中、右折帯の未整備などにより発生しています。これらの要因の解消に向け、幹線道路ネットワークの充実、右折帯の整備、交差点改良などの対策を中心に据えながら、ビッグデータ*を活用した交通集中の分散化を図るなど、ハード・ソフト両面から総合的な渋滞対策を講じる必要があります。
- 生活道路や通学路では、近年の自転車利用者の増加、狭い歩道、一部区間の通学路に歩道がないことなどにより、自転車利用者や歩行者に対する危険性が高まっているため、すべての人が安全に通行・移動できる道路空間を確保していく必要があります。
- 日常生活における福祉・清掃車両などの進入が困難な狭あいな生活道路では、市民サービスの低下や災害などの緊急時における避難路や緊急車両の通行の確保が困難となるため、快適性・安全性を高めることが求められています。安全で良好な生活環境の確保や災害に強いまちづくりを推進するためには、狭あいな道路を解消していく必要があります。
- 近年、高度経済成長期以降に整備された橋りょうなど道路施設の老朽化が急速に進んでいます。本市では、長寿命化により修繕・架替えにかかるコストの縮減を図りつつ、安全性・信頼性を確保することを目的に、市内に107橋ある重要橋りょう*を対象とする「小牧市橋梁長寿命化修繕計画」や、市内に25橋ある横断歩道橋を対象とする「横断歩道橋長寿命化修繕計画」を策定しています。
- 今後もこれらの計画に基づく定期点検と、特に災害時に重要となる道路施設を優先しつつ、点検・修繕への新技術導入などによるコスト縮減や道路施設の集約などの効率化を図りながら、計画的に修繕工事を進める必要があります。

【関連計画等】

- ・横断歩道橋長寿命化修繕計画(令和4(2022)年度改定)
- ・小牧市橋梁長寿命化修繕計画(令和4(2022)年度改定)

第Ⅳ章 分野別計画編

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

老朽化した橋りょうなどの道路施設が計画的に修繕され、渋滞や交通事故がなく円滑・安全・快適に移動できる道路交通環境が整ったまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
主要な渋滞発生箇所数	20か所	↘
歩行者、自転車の交通事故件数	150件	↘

◆基本施策の体系

基本施策	道路・橋りょう	展開方向	内容
		展開方向 1	円滑に移動できる道路を整備します
		展開方向 2	歩行者や自転車が安全に通行できる道路環境を整備します
		展開方向 3	重要橋りょうと横断歩道橋の安全な通行を確保します

◆展開方向1：円滑に移動できる道路を整備します

【目標】

○交通渋滞の緩和や狭あい道路を解消し、円滑に移動できる道路整備を進めます。

【手段】

- 幹線道路のネットワークの充実、交通容量の拡大を目的に国や県が実施する都市計画道路などの整備事業は、周辺道路を含めて渋滞に対して著しい整備効果が見込まれるため、これらの事業と連動して周辺道路の着実な整備を推進します。
- ビッグデータを活用して渋滞対策整備計画を策定し、右折帯設置や交差点改良などの渋滞対策を計画的に推進するとともに、交通集中の分散化を目的とした啓発活動を実施します。
- 後退用地*の拡幅、生活道路の拡幅改良などにより、緊急車両などの通行が可能となるよう狭あい道路対策を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
都市計画道路の整備率	78.1%	↗
狭あい道路の整備率	0%	↗
渋滞対策の実施箇所数(累計)	5か所	↗



◆展開方向2：歩行者や自転車が安全に通行できる道路環境を整備します

【目標】

○通学路の安全性を高めるとともに、歩行者や自転車の安全を確保するための整備を進めます。

【手段】

- 事故の繰返しを防ぐため、事故多発箇所を中心に防護柵、カーブミラー、道路照明灯などの交通安全施設の整備、区画線などによる速度抑制対策を推進します。
- 通学路における児童生徒の通行の一層の安全性を確保するため、通学路の歩道整備を計画的に進めます。
- 自転車ネットワーク計画を策定し、同計画に基づき自転車が安全に通行できる空間整備を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
通学路歩道(歩車分離)整備率	50.4%	↗
自転車通行帯の整備率	0%	↗

◆展開方向3：重要橋りょうと横断歩道橋の安全な通行を確保します

【目標】

○老朽化する橋りょうなどの道路施設を計画的に維持補修することで、安全な通行を確保します。

【手段】

- 橋りょう、横断歩道橋の定期点検を5年に1回実施し、施設の健全な状態を維持します。
- 重要橋りょうと横断歩道橋について、長寿命化修繕計画に基づきコスト縮減を図りながら、計画的な修繕を実施します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
重要橋りょうの長寿命化修繕工事の進捗率	46.9%	↗
横断歩道橋修繕工事の進捗率	68.8%	↗

第Ⅳ章 分野別計画編

基本施策 26 上下水道

◆現況と課題

【水道事業】

- 今後、人口減少などを背景に長期的な水需要及び給水収益の低下が懸念される中、将来にわたって水道事業の安定的な経営を持続できるよう、収益の確保に努めるとともに、民間委託の活用などにより一層の経営の効率化に取り組む必要があります。
- 地方公営企業法施行規則に定める「法定耐用年数(40年)」を超えた管路延長の割合が、令和4(2022)年度末時点で31.4%と年々増加傾向にあるため、将来にわたって水道水の安全性を確保できるよう、引き続き、施設の修繕及び更新を計画的に推進する必要があります。
- 水道管路の耐震化について、基幹となるべき管路や重要給水施設への管路を優先的に耐震化した結果、基幹管路*に占める耐震管の割合は、令和3(2021)年度末時点で51.4%と全国平均の27.4%を大きく上回っています。しかし、配水管全体でみると耐震管の占める割合は、24.6%にとどまっています。
- 南海トラフ地震の発生が懸念されている中、震災時の被害を最小限にとどめるための対策が必要です。また、経営面への影響や災害時の水源確保などを考慮し、自己水源を最大限に活用する必要があります。

【下水道事業】

- 下水道普及率は、令和4(2022)年度末時点で77.9%となっています。衛生的で快適な生活環境を確保するため、今後も計画的かつ効率的な整備を推進する必要があります。
- 供用開始区域が拡大しているに関わらず、今後、人口減少や世帯人員の減少の影響により下水道使用量が減少し、使用料収入の伸びも鈍化・減少すると想定されます。令和4(2022)年度末時点で72.1%にとどまっている下水道接続率*の向上を図るため、未接続世帯に対する接続促進対策を推進する必要があります。
- 污水管渠のうち、標準耐用年数の50年を超過した管渠は3%程度で、現状では老朽化の割合は低いものの、20年を超過した管渠の割合が半数を超えている状況です。また、ポンプ場は、稼働後30年以上が経過し、標準耐用年数を超えて使用している設備が多い状況です。そのため、これらの下水道施設の計画的な維持管理及び長寿命化を推進する必要があります。
- 近年の経費回収率*は60%程度と下水道使用料で污水处理費が賄えていない状況が続いており、毎年度10億円を超える経費を一般会計からの繰入金で補っています。
- 国は、使用料を低く抑え、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入金により補っている地方自治体に対して、早急に使用料の適正化に取り組むことを求めています。
- 下水(有収水)以外の不明水(侵入水)*の割合は、令和4(2022)年度末時点で21.6%となっています。不明水は、污水处理費用や維持管理費用の増加要因となることから、その削減に向けた取組を推進する必要があります。

【関連計画等】

- ・五条川左岸流域関連小牧市公共下水道事業計画(昭和52(1977)年度～令和7(2025)年度)
- ・小牧市水安全計画(平成30(2018)年度策定)
- ・小牧市水道事業ビジョン・経営戦略(令和2(2020)年度～令和11(2029)年度)
- ・小牧市下水道事業長期経営計画(令和4(2022)年度～令和33(2051)年度)

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

安全な水道水の安定的な供給や、下水道の整備・普及により、衛生的で快適に暮らせるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
基幹管路の事故割合(水道事業)	0件/100km	→
公共下水道普及率(下水道事業)	77.9%	↗

◆基本施策の体系

基本施策	上下水道	展開方向	内容
		展開方向 1	健全かつ安定的な経営でサービスを維持します
		展開方向 2	安全な水を供給します
		展開方向 3	公共下水道の普及・接続を促進します
		展開方向 4	施設の適切な維持及び計画的な更新を推進します

◆展開方向1：健全かつ安定的な経営でサービスを維持します

【目標】

○将来の人口減少下においても、安定的な運営基盤を堅持し、健全で持続可能な経営に努めます。

【手段】

- 上・下水道事業の業務効率化や経費節減などの経営努力を行うとともに、経営戦略の見直しなどにより中長期的な収支バランスを考慮しながら適正な料金の設定について検討を行います。
- 財源確保と公平性の確保のため、今後も水道料金・下水道使用料等の未収金対策に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
経常収支比率(水道事業)*	111.9%	100%以上
経常収支比率(下水道事業)*	99.7%	100%以上
経費回収率(下水道事業)	58.8%	↗



第Ⅳ章 分野別計画編

◆展開方向2：安全な水を供給します

【目標】

○国による水道の水質基準を満たした安全な水道水を持続的に供給します。

【手段】

○小牧市水安全計画に基づき、水質管理を徹底します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
水質基準不適合率	0%	→

◆展開方向3：公共下水道の普及・接続を促進します

【目標】

○効率的な下水道整備を計画的に実施し、供用開始区域を拡大するとともに、公共下水道への接続を促進します。

【手段】

○将来的な人口動向を踏まえつつ、計画的に公共下水道の整備を推進します。

○事業説明会の開催や未接続世帯に対する啓発活動を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
公共下水道整備進捗率	72.0%	↗
公共下水道接続率	72.1%	↗

◆展開方向4：施設の適切な維持及び計画的な更新を推進します

【目標】

○地震などの災害に強い水道施設・下水道施設を構築します。

【手段】

○既存施設の機能を適切に維持できるよう、費用の平準化に留意しながら、長寿命化や耐震化を計画的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
管路の耐震管率(水道事業)	25.1%	↗
水道施設事故停止件数(水道事業)	0件	→
下水道施設事故停止件数(下水道事業)	0件	→
不明水率(下水道事業)	21.6%	↘



基本施策 27 河川・水路

◆現況と課題

- 愛知県をはじめとする新川流域関連自治体では、従来の河川整備のみでは浸水被害の防止に対応することが困難であるため、流域内の河川管理者、下水道管理者及び自治体等の関係機関が連携し、浸水被害軽減対策を推進することを目的として、平成19(2007)年度に新川流域水害対策計画を策定しています。
- 本市においてもこの計画に基づき、小牧市水害対策計画及び特定都市河川下水道整備計画を策定し、市内の河川整備、下水道整備及び雨水貯留施設整備等を進めています。
- 近年、全国各地で地球温暖化に伴う気候変動により、水害が頻発化・激甚化しています。特に、ゲリラ豪雨については、時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数が30年前の約1.4倍に増加していることなどから、今後更に、短時間豪雨の発生回数と降水量がともに増加すると予測されており、気象変動シナリオ(気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会による提言)では、平均気温2度上昇で降雨量約1.1倍、流量約1.2倍、洪水発生頻度約2倍になるとされています。
- こうした状況の中で、自治体が行う河川整備、下水道整備及び雨水貯留施設整備等のハード事業のみで浸水被害を防止することは困難であることから、流域に関わるあらゆる関係者の連携・協働のもと、新川流域水害対策計画に基づく着実な水害対策を進める必要があります。

【関連計画等】

- ・五条川左岸流域関連小牧市公共下水道事業計画(昭和52(1977)年度～令和7(2025)年度)
- ・新川圏域河川整備計画(平成19(2007)年度～令和18(2036)年度)
- ・新川流域水害対策計画(平成19(2007)年度～令和18(2036)年度)

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

いつ起きるかわからない大雨による浸水被害を最小限に抑制することで、市民の貴重な生命と財産を守り、誰もが安全・安心に暮らせるまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
床上、床下浸水の被害戸数	3戸	↘



第Ⅳ章 分野別計画編

◆基本施策の体系

基本施策	河川・水路	展開方向 1	浸水区域を解消します
		展開方向 2	河川への雨水流出を抑制します

◆展開方向1：浸水区域を解消します

【目標】

○大雨による浸水被害を最小限に抑制します。

【手段】

○年超過確率1/5(52mm/hr)*に対する浸水被害の発生を防止するために、準用河川*の整備や雨水下水道整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
準用河川の整備率	24.7%	↗
雨水整備区域の整備率	9.5%	↗

◆展開方向2：河川への雨水流出を抑制します

【目標】

○雨水の流出を抑制し、河川や水路の氾濫を防ぎます。

【手段】

○年超過確率1/5(52mm/hr)に対する浸水被害の発生を防止するために、雨水貯留施設の整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
雨水貯留施設整備の進捗率	72.2%	↗



◆現況と課題

- 緑被面積*は、平成22(2010)年度から令和元(2019)年度にかけて、市街化区域で2.2%減少、市街化調整区域で0.6%増加しています。また、種目別では「樹林地」、「草地」は増加していますが、「農地」が減少しており、緑被面積全体としては減少しています。
- 現状では、市街化区域内の緑被率は2割に満たず、特に、小牧市緑の基本計画において緑化重点地区に設定している名鉄小牧線沿線を中心とした市街地で低い状況にあります。オープンスペースに限りのある市街地では、民有地や公共施設の緑化による緑の創出に取り組む必要があります。
- 乳幼児を連れた親子が多く利用する公園、児童生徒が放課後や休日に利用する公園、高齢者が健康管理のために利用する公園、地元区のイベントなどの利用を想定している公園、インクルーシブ遊具*の導入やバリアフリー化等によるユニバーサルデザインに配慮した公園など、近年、公園利用に対する市民ニーズは多様化しています。
- 本市の市民1人当たりの都市公園*面積は7.7m²/人で県内51市町村中第20位(令和2(2020)年度末現在)となっていますが、小牧市都市公園条例に掲げている都市公園法の標準面積10m²/人には達していないことから、今後も計画的に公園整備を推進する必要があります。
- 土地区画整理事業の施行区域内では、公園の計画的な整備を推進するほか、施行区域外で地域住民から要望が寄せられた公園についても、市域全体から見た公園の適正配置に留意しつつ、計画的な整備を推進する必要があります。
- 本市では、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の補修・更新工事を実施していますが、昭和50~60年代に設置した都市公園が多いため、全体的に老朽化が進行しています。そのため、今後も引き続き、老朽化対策を効率的に推進する必要があります。
- 都市公園113か所のうち94か所の管理を地元区に委託をしていますが、地域住民の高齢化が進み、今後、維持管理の担い手が不足する地域が現れる可能性があるため、将来的に持続可能な管理方法について見直しを図る必要があります。
- 市内の公園を訪れた市民の割合は、横ばい傾向にあります。より多くの人が公園を利用するためには、市民が訪れたい公園づくりに取り組む必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市緑の基本計画(令和3(2021)年度~令和12(2030)年度)
- ・公園施設長寿命化計画(令和6(2024)年度~令和15(2033)年度)

第Ⅳ章 分野別計画編

◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

安全で快適な公園整備を進め、市民がうるおいを感じることができる緑とやすらぎのある美しいまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
公園緑地の箇所数	191か所	↗
市内の公園を訪れた市民の割合	62.0% (令和3年度)	↗

◆基本施策の体系

基本施策	公園・緑地・緑道	展開方向 1	展開方向 2	展開方向 3
		緑の多い環境を整備します	安全・快適な公園を維持します	公園の魅力向上を図ります

◆展開方向1：緑の多い環境を整備します

【目標】

○多くの市民が身近に緑とやすらぎを感じることができる環境を整備します。

【手段】

- ワークショップなどを通じた市民ニーズを踏まえながら、地域住民に親しまれる公園・緑地・緑道を整備します。
- 市民参加による緑豊かなまちづくりの実現のために設立された小牧市緑化推進協議会*を通じて、花いっぱい運動などの事業を実施し、市民の緑化意識向上と緑豊かなまちを目指します。
- 都市緑化推進事業補助金を活用し、市民や事業者が行う優良な緑化事業に要する経費の一部を補助することにより、民有地の緑化を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市民1人当たりの都市公園面積	7.77m ²	↗
ワークショップなどを通じ、地域住民のニーズを反映させて新たに整備・改修した都市公園数	5か所	↗
市からの働きかけにより緑化推進に取り組んだ企業数	40件	↗



◆展開方向2：安全・快適な公園を維持します

【目標】

○利用者が安全・快適に過ごせるよう既存の公園施設の機能を維持します。

【手段】

- 公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の補修・更新工事を推進します。
- 地域が主体となった団体との連携も検討し、日常的な管理を持続します。
- 地元を主体とした持続可能な管理を行うため、それぞれの状況にあわせた管理方法の見直しを進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
公園管理者の過失による事故件数	1件	↘
管理委託団体が管理する都市公園数	94公園	↗

◆展開方向3：公園の魅力向上を図ります

【目標】

○市民四季の森をはじめとする、公園の魅力を高めます。

【手段】

- 市民ニーズの変化や多様化等にあわせ、利便性の向上や魅力ある公園づくりに取り組みます。
- 東部振興構想を踏まえ、市民四季の森の機能等の更新、充実に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市民四季の森を訪れた人数	—	↗

第Ⅳ章 分野別計画編

基本施策 29 住宅・居住

◆現況と課題

- 市内における住宅の耐震化率は、令和2(2020)年度時点で約89%であり、耐震性のない住宅がまだ多く存在しています。耐震性のない住宅である、「昭和56(1981)年以前建築の旧耐震基準の木造住宅」の所有者は高齢者が多く、負担費用が高額であることや後継ぎがないなどの理由から、耐震改修や建替え(除却)といった耐震化工事に対して消極的であります。今後、起こりうる南海トラフ地震などの大規模地震から人命を守るための住宅耐震化の必要性及び重要性の理解を促進する必要があります。
- 市内に多くのマンションが建築されていますが、今後、適正な維持管理がなされない老朽化したマンションが増加することが予想されます。「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の改正に伴い、小牧市マンション管理適正化推進計画の策定及び管理計画認定制度*の活用を通じて、今後はマンション管理の適正化に取り組んでいく必要があります。
- 国が策定する住生活基本計画(全国計画)の中で、「住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備」が目標の1つとして掲げられ、基本的な施策として、住宅セーフティネット*の中心的な役割を担う公営住宅の計画的な建替え、バリアフリー化や長寿命化等のストック改善の推進を行う必要があります。
- 空き家については、人口減少や高齢化の進行により、今後も増加すると見込まれ、発生する空き家には利活用が難しい老朽化したものが多いと想定されます。あわせて、適切に管理されていない空き家についても、所有者の高齢化や建物の老朽化により増加すると見込まれます。そのため、所有者に対し、空家等に関する意識醸成、情報提供及び利活用を図るための支援などを充実させる必要があります。
- 本市では、若年世代の転出超過が継続しています。転出入の主な理由を見ると、就職や転勤などのほか、結婚・出産によるものが目立っています。そのため、結婚・出産時の子育て支援や、中古住宅の流通及び利活用に着目した住宅支援、また、本市の特性である昼間人口比率が高く就業人口が多いことなどにより、若年世代の定住促進を図る必要があります。

【関連計画等】

- ・小牧市耐震改修促進計画(平成19(2007)年度~令和12(2030)年度)
- ・小牧市公営住宅等長寿命化計画(平成21(2009)年度~令和10(2028)年度)
- ・小牧市空家等対策計画(令和4(2022)年度~令和13(2031)年度)
- ・小牧市マンション管理適正化推進計画(令和5(2023)年度~令和14(2032)年度)



◆基本施策の目的及び状態指標

【基本施策の目的(目指すまちの姿)】

地震をはじめとする災害に強く、良質で人にやさしい住宅をストックすることで、市民のライフスタイルや居住選択を尊重し、安全・安心に暮らすことができる居住環境を形成するまちにします。

【まちの状態を表す指標】

指標名	基準値	目指す方向
耐震化等を要する木造住宅の戸数	2,785戸	↘
新築住宅のうち長期優良住宅認定住戸*の割合	42.3%	↗
管理不全空き家の棟数	27棟	↘
20~40歳代の平均転出超過数(3か年平均)	438人	↘

◆基本施策の体系

基本施策	住宅・居住	展開方向	内容
基本施策	住宅・居住	展開方向 1	安全・安心な住宅の整備を進めます
		展開方向 2	人にやさしい市営住宅を供給します
		展開方向 3	管理不全の空き家がない、良好な居住環境を形成します
		展開方向 4	若年代代の定住を促進します

◆展開方向1：安全・安心な住宅の整備を進めます

【目標】

○民間の耐震性のない木造住宅や適正な維持管理がされていないマンションを減少させることで、安全・安心な住宅の整備を進めます。

【手段】

- 補助制度に関する市民への普及、啓発として、広報こまきや市ホームページへの掲載、耐震化重点区域でのローラー作戦、耐震診断実施者へのダイレクトメール、地区の防災訓練でのPRなどに取り組みます。
- 新たに創設されたマンション管理計画認定制度について周知、啓発を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
民間木造住宅耐震改修費などの補助件数	34件	↗
マンション管理計画認定を受けた件数	—	↗

第Ⅳ章 分野別計画編

◆展開方向2：人にやさしい市営住宅を供給します

【目標】

○住まいを確保することが難しい市民が安心して暮らし続けられる市営住宅を供給します。

【手段】

○住まいを確保しにくい高齢者、障がい者、子育て世帯などの福祉世帯の住宅を確保します。

○あらゆる世帯が快適に生活できるよう市営住宅のバリアフリー化を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
福祉世帯の入居率	68.2%	↗

◆展開方向3：管理不全の空き家がない、良好な居住環境を形成します

【目標】

○所有者の空き家及びその維持管理に関する意識醸成を図るとともに、良好な空き家の利活用と危険な空き家の除却を促進することで、良好な居住環境を形成します。

【手段】

○空家等の発生抑制に向け、セミナー等を開催し、周知、啓発を行います。

○空家等の管理について、空き家を管理する事業者登録・紹介制度を推進します。

○空家等の流通・利活用に向けて、支援や情報提供を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
空き家セミナー及び個別相談会参加者数	24人	↗
空き家管理業務実施件数(累計)	16件	↗
空き家等除却工事費補助金交付件数(累計)	86件	↗
定住促進補助金(中古住宅活用タイプ)交付件数(累計)	34件	↗

◆展開方向4：若年世代の定住を促進します

【目標】

○市外からの転入を増やし、市外への転出を減らすことで、若年世代の定住を促進します。

【手段】

○若年世代に対し、住宅の新築、取得などにかかる経費の一部を補助します。

○ハウジングセンター、市内事業所及び不動産関係団体等に補助制度を周知します。

○住宅金融支援機構と連携して、若年世代の住宅取得に対する支援を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
定住促進事業による若年世代の定住者数(累計)	1,652人	↗

